

# 警報発令時の臨時休業について

加古川市、高砂市、稲美町、播磨町のうち、いずれかの市町に  
**大雨警報・洪水警報・暴風警報・大雪警報・暴風雪警報**のいずれかが発令されたとき、下記の通りとする。

## (1) 検査日・午前中授業以外の場合

①午前7時の時点で警報発令中のとき

自宅待機

②午前10時の時点で警報が解除されているとき

午後1時よりSHR  
午後1時10分から始業

その曜日の全校時分の授業の準備を  
すること

③午前10時の時点で警報発令中のとき

臨時休業

振替授業については、後日連絡

## (2) 検査日・午前中授業の場合

午前7時の時点で警報発令中のとき

臨時休業

この日の検査は、検査最終日の  
翌日(翌授業日)に実施

※その他第3学区内の市町に居住する生徒について

居住地に警報が発令された場合は、上記①～③の内容に準ずる。